2	(1)　北海道勇払郡厚真町字浜厚真615 (2)　北海道勇払郡安平町字遠浅680番地10	北緯42度36分48秒東経141度48分25秒の地点と北緯42度42分58秒東経141度46分56秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
3	(1)　北海道苫小牧市真砂町27番3 (2)　北海道勇払郡厚真町字浜厚真615番地	北緯42度38分17秒東経141度39分36秒の地点と北緯42度36分48秒東経141度48分25秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
4	(1)　群馬県太田市別所265 (2)　群馬県太田市東本町56―39	北緯36度18分00秒東経139度19分46秒の地点と北緯36度18分03秒東経139度22分20秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯36度18分03秒東経139度22分30秒の地点と北緯36度18分03秒東経139度22分38秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
5	(1)　群馬県前橋市本町1―8―16 (2)　群馬県渋川市石原12―1	北緯36度23分23秒東経139度04分04秒の地点と北緯36度25分11秒東経139度02分51秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域北緯36度25分34秒東経139度02分35秒の地点と北緯36度25分54秒東経139度02分22秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯36度28分53秒東経139度00分20秒の地点と北緯36度29分29秒東経138度59分55秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
6	(1)　埼玉県南埼玉郡白岡町大字上野田1501 (2)　埼玉県春日部市浜川戸2―12―1	北緯36度01分33秒東経139度41分26秒の地点と北緯35度58分45秒東経139度44分14秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域

○総務省告示第四百一号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第百二条の二第四項及び電波法施行令（平成十三年政令第二百四十五号）第八条第三項の規定に基づき、昭和四十年郵政省告示第九百三十号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）等の一部を次のように改正する。

なお、昭和四十五年郵政省告示第七百二十七号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）は、廃止する。

平成二十一年七月三十日

総務大臣　佐藤　勉

一　昭和四十年郵政省告示第九百三十号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表一の項を次のように改める。

一	削除

二　昭和五十二年郵政省告示第六十七号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する等の件）の一部を次のように改正する。

第二項の表四の項を次のように改める。

四	削除

第二項の表五の項中「同右」を「人命・財産の保護用」に改める。

三　昭和五十二年郵政省告示第三百九十三号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表一の項及び二の項を次のように改める。

一	削除
二	削除

四　昭和五十七年郵政省告示第五百二十九号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表五の項を次のように改める。

五	削除

第二項の表六の項及び九の項中「同右」を「人命・財産の保護用」に改め、同表一五の項及び一八の項中「同右」を「電気供給業務用」に改める。

五　昭和六十三年郵政省告示第二百四十号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表八の項中「同右」を「人命・財産の保護用」に改め、同表一三の項を次のように改める。

一三	削除

第二項の表一四の項、一六の項、一八の項及び二一の項中「同右」を「電気供給業務用」に改め、同表三二の項中「同右」を「放送業務用」に改める。

六　平成二年郵政省告示第百九十号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表二の項を次のように改める。

二	削除

第二項の表三の項中「同右」を「放送業務用」に改め、同表四の項及び五の項を次のように改める。

四	削除
五	削除

第二項の表六の項中「同右」を「人命・財産の保護用」に改め、同表九の項中「同右」を「電気供給業務用」に改める。

七　平成三年郵政省告示第二百三十四号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表七の項を次のように改める。

七	削除

第二項の表三の項、六の項及び一四の項中「同右」を「放送業務用」に改め、同表二〇の項及び二五の項中「同右」を「人命・財産の保護用」に改め、同表三二の項中「同右」を「電気供給業務用」に改め、同表三三の項を次のように改める。

三三	削除